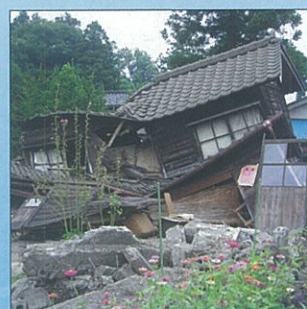


東串良町耐震改修促進計画



【概要版】

平成22年11月

東串良町

第1章 計画の基本的事項

■ 計画の策定における背景

私たちは、日常の社会活動・生活の場として、家屋やオフィスビルなど建物や建築構造物を利用しています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災が社会に与えた影響は衝撃的でした。この地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人、そのうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その後、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成21年8月の静岡沖地震など大地震が頻発しており、「我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある」との認識が徐々に広がりつつあります。

また、建物の倒壊により、防災上重要な道路が閉塞する危険性があります。特に東串良町は「志布志国家石油備蓄基地」の玄関口に位置し、緊急輸送路など防災上重要な道路の通行確保が高い水準で求められています。

さらに、平成18年1月には改正耐震改修促進法が施行され、建築物に関する指導等が強化されるとともに、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めました。

東串良町においても、国、鹿児島県と連携しつつ、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として本計画を策定することとしました。今後、東串良町では、民間と協働して緊急性を要するものから、順次、耐震診断及び耐震改修を進めて行く予定です。



阪神・淡路大震災による被害

■ 計画の目的

本計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「耐震改修促進法」という）第5条第7項に基づき策定します。

本計画は、国、鹿児島県と連携し、東串良町内の町有公共建築物、住宅及び特定建築物の耐震化を図り、具体的方策を定めることにより、地震に強いまちづくりの実現を目指すことを目的とします。

■ 計画の策定期間

計画期間は、国、県の計画に準じ、平成22年度（平成22年11月）から、平成27年度（平成28年3月）の6年間とします。また、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとします。

■ 計画の対象

対象の区域は、東串良町全域とします。

対象建築物は、建築基準法の新耐震基準が施行された、1981年（昭和56年）6月1日より前に建築確認を受け着工された建築物とします。



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

■ 想定される地震

鹿児島県は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、活断層が引き起こす直下地震に対する備えも必要です。

■ 耐震化の現状

東串良町内の建築物の耐震化の現状と目標は以下のとおりです（平成22年7月現在）。

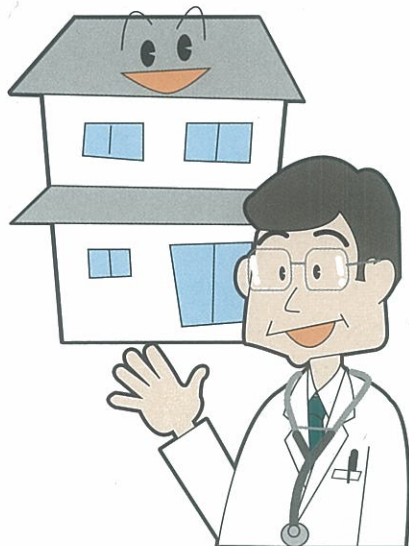
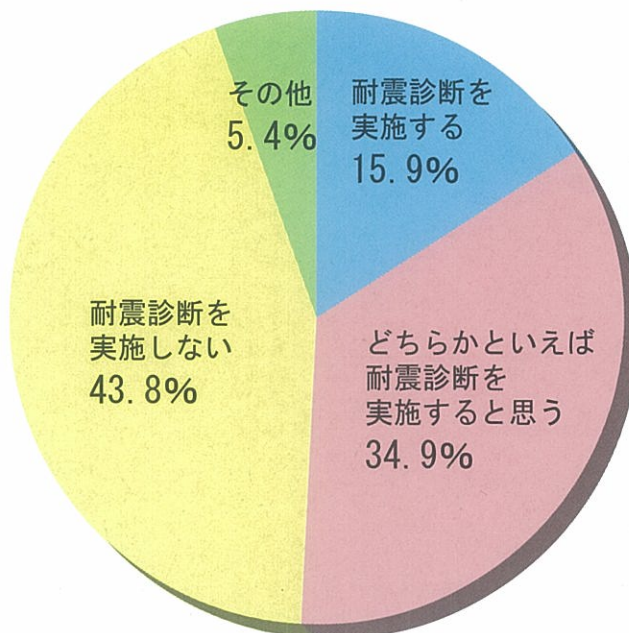
■ 東串良町の建築物の現状の耐震化率と耐震化の目標

対象		耐震化率	耐震化率の目標
住宅		50%	90%以上
町有公共建築物	①防災上重要なもの ②災害時要援護者が利用する建築物 ③不特定多数のものが利用する建築物 ④ライフライン施設 ⑤その他の主要な建物	63%	
民間建築物	特定建築物	81%	

■ 耐震診断の意向

東串良町内の木造建物の耐震診断意向は以下のとおりです（町民アンケート結果）。

■ 木造建物の耐震診断意向



第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策

■ 基本的な取組方針

- 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 町は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的支援や情報提供を行います。また、建築物の耐震化の促進のために、総合的かつ横断的な施策の展開を行い、財政的支援を検討します。
- 町有公共建築物については、本計画に示す整備プログラムに従って事業を進めるとともに、定期的に目標を検証し、着実な事業推進を図ります。

■ 重点的に取り組む施策

- 耐震診断の実施を重点的に推進します。
- 早期に取り組む必要のある建物の耐震化を重点的に推進します。
 - 防災上重要な建物
 - 災害時要援護者が利用する建物
 - 倒住宅密集地区
 - 緊急輸送道路沿道の建物



第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

■ 普及啓発

- 地震防災マップの作成・公表
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- パンフレットの作成・配布、広報・町ホームページによる普及活動
- 地域住民・自治体等との連携、支援

■ 地域に根ざした耐震対策の実施

- 家具転倒防止対策
- 窓ガラス等落下防止対策
- エレベーター閉じ込め防止対策
- 危険なブロック塀の倒壊防止対策
- 天井等非構造部材の安全確認
- よう壁、がけ地等の災害対策
- 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定



■ 耐震化を促進するための環境整備

- 耐震診断、耐震設計等を行う建築士事務所、耐震改修を行う工務店の登録

■ 耐震化に対する支援

- 国の補助制度の活用を検討

■ 公共建築物の耐震化の取り組み

- 公共建築物の重要性・緊急性等をふまえた、耐震診断及び耐震改修の計画的な実施

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等

町は、耐震診断及び耐震改修が必要と認められる特定建築物について、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して必要な指導等を、所管行政庁である鹿児島県と協力して実施します。

第6章 その他の事項

町は、県や自治体、建築関係団体等との適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組んでいきます。

- 耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実
- 診断技術者の育成等